

京都市立芸術大学食堂用机及び椅子の調達に関する仕様書

公立大学法人京都市立芸術大学

1 調達件名

京都市立芸術大学食堂用机及び椅子の調達（以下「本契約」という。）

2 納入期限

令和7年12月26日まで

※納入日程は本学と事前に協議するものとする。

3 納入場所

京都市立芸術大学 E棟1階食堂

4 調達の概要

調達の目的

本契約の目的は、本学食堂用の机及び椅子（以下、「物品」という。）を新調することである。

調達の方法

本契約は、一般競争入札の方法による調達とする。

調達の範囲

調達物品は別紙1のとおり。

別紙1の物品を本学E棟1階食堂に搬入し、本学が指定する位置に設置するものとする。設置レイアウトは契約後別途協議するものとする。

既設物品は、搬入時点までに本学によって食堂以外の場所へ移動させる予定であるが、一部の既設物品（机10台及び椅子50脚程度）については、搬入と同時に学内の本学が指定する場所（1か所）への移動作業を委託する可能性があるため、この作業も費用に含むこと。

搬入、組立、設置及び調整に要する費用の一切は受注者の負担とする。なお、本仕様書に記載の無い具体的な作業内容等については、本学と受託者が協議を行い決定する。

5 納入設置、作業等実施要件

納入する物品は全て新品であること。

受注者の責めに帰さない事由により納入期限に間に合わない物品があることが見込まれる場合は、本学に早急に連絡すること。その後の対応は本学と受託者で協議する。

物品の搬入、組立、設置及び調整の方法は、本学と事前に協議すること。

物品搬入時は、搬入場所の設備、建築物等に必要な養生を施すこと。また、物品搬入時に搬入場所の設備、建築物等に損害を与えた場合、受注者の責任と費用負担により原状回復すること。

本学の検収完了後の1年間の品質不良、変質、その他隠された瑕疵について、補修、交換、各種調整及びトラブル対応等は無償で対応すること。ただし、メーカー保証期間が1年以上ある物品については、その期間に従うものとする。

物品の取り扱い、操作方法について、十分な説明を行うこと。

納入期限までに物品の搬入、組立、設置及び調整を行い、本学に引き渡すこと。

引き渡し後、本学による検収を実施することとする。なお、随時の確認・報告を妨げるものではない。

検収に要する経費については、本契約金額に含むものとする。

検収に合格した時に納入が完了したものとする。

物品の保証書やマニュアル等は、紛失等が無いよう整理して本学に引き渡すこと。

物品の搬入、組立、設置及び調整に際し発生した梱包材料等は受託者が持ち帰り処分すること。

搬入時における搬入車の駐車位置及び日時は、本学と事前に協議すること。

6 支払条件

受注者による適法な請求書に基づき、原則として検収が完了した日の属する月の翌月末日に振込

により支払う。

7 その他

本仕様書に記載されていない事項または解釈に疑義のある事項については、指定期日までに質問書による確認を行うこと。

本仕様書に記載された要件は、原則として、すべて実現すべきものであるが、質問書による回答にて本学がこれを了承した場合は、回答要件を仕様と読み替える。

受託者は、契約締結後に疑義がある場合、本学の解釈に従うこと。